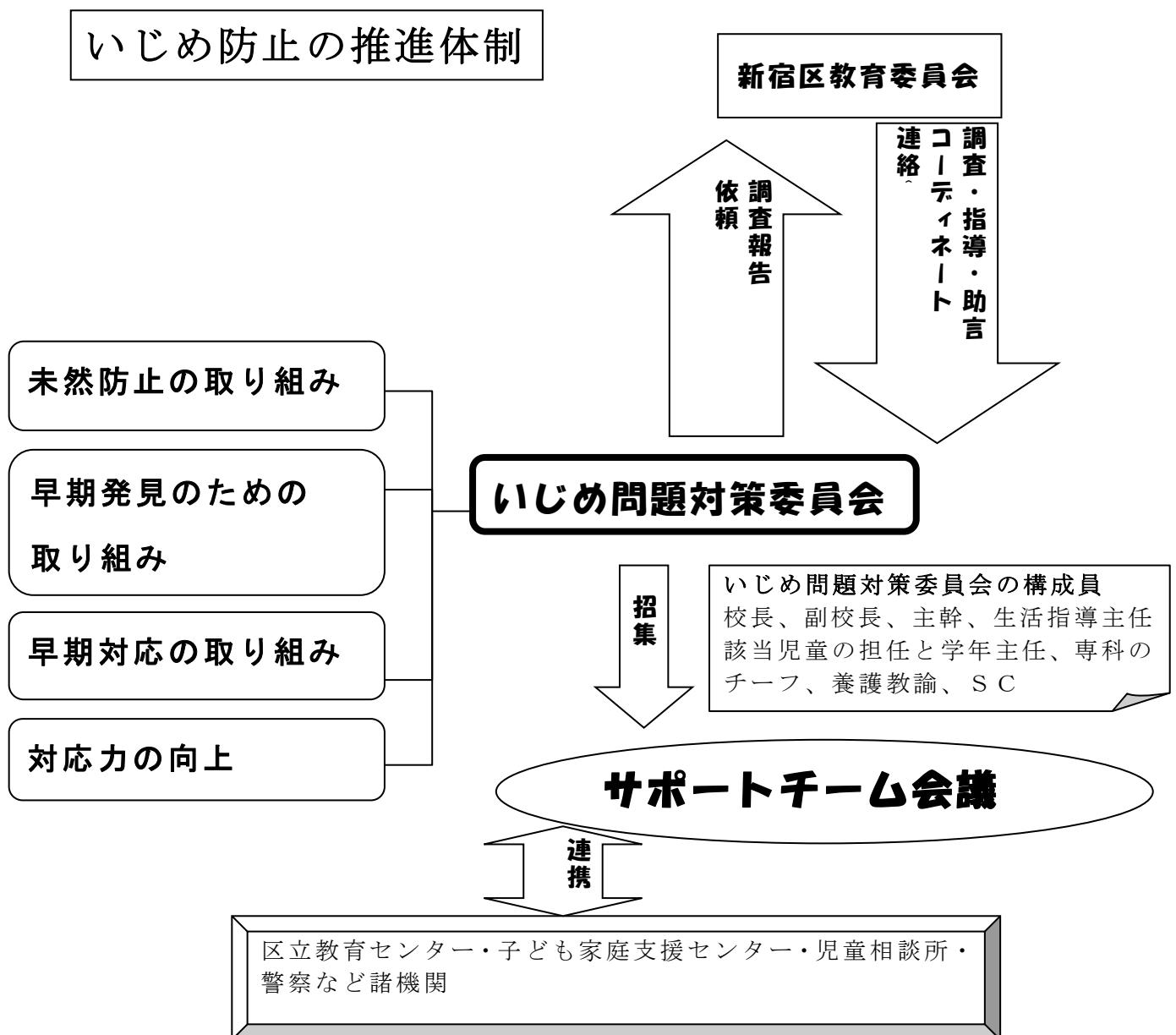


本校でのいじめ防止のための基本方針

1. 基本理念

- 全教職員が「いじめ」は絶対に許されない行為であることを認識し、防止及び早期発見に努め、指導にあたる。
- 子どもの生命及び心身の保護が第一に優先されることであるという認識のもと、いじめを受けた子どもに寄り添い、学校、家庭、地域、関係機関と連携し解決に努力する。

2. 組織等の設置



3. いじめの定義 (いじめ防止対策推進法より)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

4. 未然防止に向けた取り組み

◆は本校での具体的な取り組み

○人権教育の充実→人権教育の全体計画や年間指導計画をもとに計画的かつ系統的な指導や支援を行う。

◆教員の人権意識を高めるための研修会を行う。

◆全校児童に向けて、「人権」を尊ぶ内容の校長講話をを行う。

○道徳教育・法教育の充実→道徳教育の全体計画や年間指導計画に基づいて計画的かつ系統的な指導や支援を行う。また、外部団体との連携を図り、法教育の充実を目指す。

◆道徳授業地区公開講座を開催する。

◆四谷弁護士会との連携授業を行う。

○体験活動の充実→体験活動や交流活動を積極的に取り入れ行うことで子供たちが人とかわることの喜びや自己有用感を得られるような場を設定する。

◆各学年で、総合的な学習の時間及び生活科の授業を中心に地域の団体や人材を活かした活動を取り入れる。

◆四谷こども園と各学年との交流活動を行う。

○情報モラル教育の充実→情報モラル、特にインターネットや携帯電話、スマートフォンの使用に際しての危険や注意点について喚起していく。

◆セーフティ教室や保護者会で情報媒体の使用の危険や注意点などを喚起する。

◆情報教育活動の中で、インターネットを使用する際の情報モラルについて指導する。

○児童による主体的な活動の支援→児童会活動を通して、子ども達が自分たちの課題をとらえ、「いじめ防止」の取り組みが展開できるよう場や機会を提供していく。

◆全校児童による「あいさつ運動」（年3回、学年ごとに交替で）の実施。

◆6月に「あいさつ標語」、11月に「人権標語」の取組みを行う。

◆たてわり班活動の充実を目指す。

○保護者・地域との連携の促進→地域協働学校であることを活かし、地域の方々に積極的に授業に参加して頂く環境を作るとともに、学校説明会や保護者会を通じて保護者や地域の方々に「いじめ」についての理解を深めてもらえるよう努力する。

◆地域協働学校運営協議会で「いじめ防止」についての意見交換を行う。

5. 早期発見に向けた取り組み

○ふれあい月間での取り組み（6月、11月、2月）

年間に3回のふれあい月間において、人権教育や心の教育等を推進し、いじめの未然防止及び早期発見につなげるアンケートを実施する。

◆「いじめ」や「教員の指導」についてのアンケート実施

<流れ>

①保護者への周知（プリントの配布）

↓

②児童に対して5月下旬または6月上旬に全校に向けて校長よりふれあい月間についての講話をを行う。

↓

③アンケートの実施及びその結果を踏まえて個人面談を行う。

↓

④分析と対応（全教職員）

↓

⑤調査結果を新宿区教育委員会に報告（生活指導主任）

◆アンケートの実施→集計（各担任）→気になる児童について副校长及び生活指導主任、学年主任に報告（担任）→個人面談（担任または副担任）を行った結果を管理職、生活指導主任、学年主任に報告

*アンケート実施により、「いじめ」が把握できた場合、以下の対応をとる。

- ・管理職、学年主任、生活指導主任への報告（「いじめサポートチーム」への報告）
- ・教職員間での情報の共有と解決にむけた対応策の検討（サポート会議の招集）
- ・関係児童への聞き取り
- ・関係児童への面談及び指導
- ・関係児童の保護者への連絡及び相談
- ・関係諸機関との連携（必要な場合）
- ・教育委員会への報告（管理職）

*アンケート実施により、「教員の不適切な指導」が把握できた場合、以下の対応をとる。

- ・当該児童及び周囲の児童への聞き取り
- ・当該教員への聞き取り、及び指導
- ・当該児童及び保護者への連絡と相談
- ・当該児童への家庭訪問と謝罪（管理職）
- ・校内教職員への報告及び再発防止にむけた研修
- ・教育委員会への報告（管理職）

○教育相談体制の充実

いじめ等の早期発見につなげるため、教育相談室におけるスクールカウンセラーへの相談体制を整える。

◆区カウンセラー来校日（週二日）、都カウンセラー来校日（週一日）には教育相談室での相談を受け付ける。また、これらのことと児童や保護者に周知する。

◆相談のあった事柄については、各当該児童の担任や各学年主任と情報を密に共有するよう心がける。

○教育相談機関の周知…児童や保護者に対し、区及び都の教育相談機関について周知する

6. 解決に向けた取り組みのポイント

- 迅速に、組織的に対応する。
- ◆いじめサポートチームへの報告とサポート会議の招集
- 児童に親身に寄り添う
- ◆加害者を特定することをゴールとしない。
- ◆事実確認は慎重に行う。※
- ◆いじめが起きた集団への指導を行う。
- 保護者との連携及び支援や助言を行う。
- 関係諸機関との連携を図る。

*いじめと疑われるケースについては、管理職から新宿区教育委員会へ報告を行い、「学校問題支援室」に相談の上早期解決を図るが、やむを得ない場合は、いじめた児童の出席停止の措置を検討する。

7. 重大事態への対応

- 万一、重大事態が発生した場合に（可能性が予想される場合も含む）は速やかに管理職に報告し、管理職より新宿区教育委員会に報告し、連絡して対応にあたる。
 - ・教育委員会との連携。
 - ・情報の管理に注意する。

8. 取り組みの評価・改善

- 取り組みの評価と改善を行う。
- ◆年度末の校内教職員及び保護者からの学校評価の項目に「いじめ」に対する取り組みについての評価項目を入れ、その結果を分析し、次年度の取り組みの改善につなげる。
- いじめ発見時のフローチャート（次のページ）の見直し、改善を図る。

※事実確認や個別指導を行う際の留意点

- ・生活指導上の個別指導を行う際には、緊急の場合を除き、可能な限り授業中に行うのではなく、授業以外の休み時間や放課後などに、周囲の児童等の存在に配慮して行うこと。やむを得ず授業中に聞き取りをしたり、放課後に残して聞き取りや指導をしたりする場合にはその旨を保護者に事前に伝えること。
- ・生活指導が必要な事案を把握した場合は、まず、学年主任や生活指導主任に報告・相談し、事案の状況確認や事実確認を丁寧に当該する児童及び関係する児童などから聞き取りを行うこと。また、内容によっては複数の教員等で対応すること。
- ・把握した状況については、学年主任や生活指導主任に報告の上で、管理職とともに、学校における指導方針や保護者への連絡などの対応方法を決定すること。
- ・いじめや校外での問題行動などは、学校として対応した状況を報告する必要が出てくることがあるので、対応の経過は記録に残し、関係者に説明ができるようにしておくこと。